

和泉監第459号

令和7年12月18日

請求人（※氏名省略）様

和泉市監査委員 舟富 康次

同 堀田 英伸

### 住民監査請求について（通知）

令和7年11月19日付けで提出のありました住民監査請求については、下記のとおり却下することと決定しましたので通知します。

#### 記

#### 1 請求の要旨（以下、原文を引用して記載）

##### （1）情報公開請求に関する閲覧と電磁的記録（CD）提供の取扱いの不整合

個人情報等が含まれている公文書が情報公開請求された場合、個人情報等をマスキングしPDF化保存しているとの説明を過去に担当者から受けている。

閲覧の場合はこのPDFを単に紙に出力（枚数に関わらず）したものであり、無料とされている。

一方、CDで電磁的記録を提供する場合には、「マスキングが外れるおそれがある」との説明のもと、マスキング箇所のあるページを再度スキャンし直す作業費を市民に請求している。

個人情報のマスキングは行政の法的義務であり（市情報公開条例第3条）、閲覧でもCD提供でも同一の保護措置が必要であるが、閲覧時は無料、CD提供時のみ費用請求（媒体代+更なる個人情報保護作業費）という取扱いには合

理性がない。

## (2) 行政内部の非効率な処理による市民負担の発生

市総務管財室の説明によれば、現在行われているマスキング処理、P D F の取扱いについて、技術的理解が不十分なまま過大な作業を行い、その費用を市民負担としていると考えられる。

また、当方が合理的なマスキング方法を示し改善を求めた際、担当者から、「その方法を完全に保障できるのか」といった不適切な発言があり、建設的な協議が困難となった。

マスキング方法の妥当性を検証する責任は行政にあり、市民にその責任を転嫁することは適切でない。

## (3) 行政の情報処理方法の改善義務

マスキング作業は個人情報保護法に基づき行われ、行政の義務作業である。

市情報公開条例第12条における費用徴収は「写しの作成に通常必要な費用」に限定される。

国及び全国の自治体では、電磁的記録提供の場合にはC D媒体代（100円程度）のみを徴収する運用が一般的であるので、和泉市においても、不必要的再スキャンなど過大な作業を前提とするのではなく、適切な電子処理方法を検討し、合理的な運用に改善されたい。

## (4) 求める措置一覧

- ① 電磁的記録の提供に関する費用徴収の取扱いについて、条例に基づき適正な運用となるよう改善すること。
- ② 閲覧とC D提供の取扱いの不整合について、担当部署に対し是正指導を行うこと。
- ③ マスキング処理及びP D F取扱いに関する事務フローについて、技術的妥当性の検証を行い、不要な市民負担を発生させないよう改善（担当職員の再教育も含む）すること。

④ 過去に何回かCD提供いただいているが、誤請求（CD媒体代100円以上の請求の場合）と判断された場合は、時効案件以外の再算定値で清算（損害補填）を求める。

## 2 地方自治法第242条の要件に係る判断

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項に規定されている住民監査請求の制度は、市の住民が監査委員に対し、関係職員などの違法または不当な財務会計上の行為又は怠る事実について、これを防止し又は是正等の措置を請求することで、市の財政の腐敗防止を図り、住民全体の利益を保護することを目的としている。

そのため、監査の対象となる財務会計上の行為又は怠る事実は、市に何らかの損害を与えるもので、ひいては住民全体の利益に反するものでなければならない。

よって、住民監査請求は、たとえ違法又は不当な財務会計上の行為又は怠る事実があっても、市に財産的な損害が発生し又は発生しようとしていると認められない場合は、行うことができないものである。（最高裁判所第一小法廷平成6年9月8日判決）

本件請求において請求人は、1の(4)の①に記載したとおり、市が情報公開決定した公文書の写しを電磁的記録で交付する際の費用徴収の取扱いに対して、過大な作業に伴う費用を市民負担としているとしてその改善を求めている。

しかしながら、和泉市情報公開条例（以下、「条例」という。）第12条第2項に「公文書の写しの交付を受けるものは、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。」、同条第3項に「前項の費用の額は、規則で定める。」と規定されており、更に、和泉市情報公開条例施行規則（以下、「規則」という。）第10条及び別表に負担すべき費用の額の算定方法が規定されている。

当該条例及び規則に従って費用の徴収が行われず、徴収した費用の額が過少となっている場合は、市に財産的な損害が発生し又は発生しようとしているため住民監査請求の対象となり得るが、当該条例及び規則に従って費用の徴収が行われているのであれば、住民監査請求の対象とならない。

また、請求人が求める 1 の(4)の②、③に記載した閲覧と C D 提供の取扱いの不整合についての是正指導及びマスキング処理と P D F 取扱いに関する事務フローについての改善についても、和泉市情報公開事務取扱要領に対する改善要望であり、住民監査請求の対象とならない。

以上のように本件請求については住民監査請求の対象とならないので、1 の(4)の④に記載する誤請求が生じているかについては判断を行わない。